

有床診療所の届出に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第3条の3に規定する届出に際し、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとする者（以下「届出予定者」という。）が、法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当することを確認するために行う協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、埼玉県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「診療所」とは、医療法施行規則第1条の14第7項各号に規定する診療所をいう。

(届出予定者の責務)

第3条 届出予定者は、医療計画に沿って医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この要綱に定める手続等を遵守するものとする。

(事前協議申出書の提出)

第4条 届出予定者は、許可を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとするときは、別紙様式の事前協議申出書を当該診療所の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）を経由して保健医療部長に提出しなければならない。この場合において、保健所長は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（以下「地域医療構想調整会議」という。）で協議を行うほか必要な調査をし、意見を付するものとする。

(以下、略)